

朝来市現場代理人の兼務について

(要件緩和)

令和2年4月1日 制定

令和7年4月1日 改定

次の場合は、現場代理人の兼務を可能とします。また、兼務を認められた現場代理人は、各々の工事の主任技術者を兼ねることができます。

この取扱いは、令和7年4月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約から適用しますが、既に契約を締結している工事との兼務も可能です。

1 兼務の対象となる工事

(1)の発注機関が行う当初請負代金額が4,000万円未満の工事の契約を締結する際に、(2)の要件を全て満たす場合は、現場代理人は3件まで兼務できます。

(1) 兼務できる工事の発注機関

ア 朝来市

イ 兵庫県但馬県民局養父土木事務所、兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課・営繕課・設備課、兵庫県土木部、兵庫県農林水産部及び兵庫県環境部

(2) 要件

ア 発注機関から現場代理人の常駐義務の緩和がなされていること。

次のいずれも満たし、発注機関の承諾を得る必要があります。

・主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない工事で、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと。

・発注機関又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保できること。

イ 兼務する工事3件が、兵庫県発注の場合は、養父市及び朝来市区域内で施工する工事、朝来市発注の場合は、朝来市区域内で施工する工事であること。

ウ 既に契約を締結している工事の当初請負代金額が、4,000万円未満であること。

2 兼務する場合の手続

新たに兼務を希望する工事と、既に契約を締結している工事の全てについて、「現場代理人兼務届」(朝来市様式第1号)を提出してください。

朝来市企画総務部財務課